

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

### (1) 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

#### <給与勧告のポイント>

〇月例給、ボーナスともに引下げ ～ 平均年間給与は△8.2万円（△1.3%）

- ①民間の給与との較差（△410円、△0.11%）を解消するため、月例給の引下げ
  - ・ 給料月額引下げ
  - ・ 自宅（持ち家）に係る住居手当の引下げ
- ②期末手当・勤勉手当（ボーナス）を0.2月分引下げ（4.15月分→3.95月分）

平成21年に引き続き、月例給、ボーナスともに引下げ。同時引下げは2年連続4度目  
ボーナスの年間支給月数が4.0月分を下回るのは、昭和38年の3.9月分以来47年ぶり

#### ア 民間給与と県職員給与との比較

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所236から抽出した118事業所について調査を行い、役職、学歴、年齢等の条件が同等と認められる者の給与を比較しました。また、平成21年8月から平成22年7月までの1年間に民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較しました。

##### (7) 月例給

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
375,873円	376,283円	△410円（△0.11%）

※特例措置（管理職員の給料2%減額）による減額後の職員の給与 374,957円（較差916円、+0.24%）

##### (イ) 特別給（ボーナス）

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
3.97月分	4.15月分	△0.18月分

## イ 平成22年の給与改定の内容

本委員会としては、職員の給与を次のように改定する必要があると判断しました。

※職員の給与を検討するに当たっては、厳しい財政状況によりとられている給与の減額措置が時限的なものであることを考慮し、減額前の職員の給与を基本にしました。

### (7) 月例給

民間の給与との較差（△410円、△0.11%）を解消するため、月例給を引下げ

#### a 給料表

##### (a) 行政職給料表

- 人事院勧告による国の行政職俸給表(一)に準じて改定  
40歳台以上の職員が受ける給料月額に限定して引下げ（平均改定率△0.1%）
- 給与構造の見直しによる給料表の引下げ改定に伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、上記の引下げ改定に見合う調整を行った引下げ

##### (b) その他の給料表

行政職給料表の改定内容に準じて改定（医療職給料表(1)等を除く。）

#### b 住居手当

自宅（持ち家）に係る住居手当について、支給月額を引下げ（3,600円→3,400円）

（単身赴任者の自宅（持ち家）に係る住居手当についても、支給月額を引下げ（1,800円→1,700円））

・上記の改定を行った場合の平均給与（行政職）

平均給与（現行）	改定額	平均給与（改定後）
376,283円	△413円	375,870円

参考（行政職）

職員数	3,838人
平均年齢	42.6歳
平均勤続年数	19.1年

改定額（△413円）の内訳

給料	住居手当	はね返し分※
△319円	△87円	△7円

※給料の月額を算定基礎とする  
諸手当の額の影響分

### (4) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.2月分引下げ（4.15月分→3.95月分）

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期	計
22年度 期末手当	1.25月（支給済み）	1.35月（現行1.5月）	2.60月（現行2.75月）
勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.65月（現行0.7月）	1.35月（現行1.40月）
計	1.95月（支給済み）	2.00月（現行2.2月）	3.95月（現行4.15月）
23年度 期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
以降 勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
計	1.9月	2.05月	3.95月

### (7) 改定の実施時期等

- 勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）
- 平成23年度以降の期末手当・勤勉手当の支給割合の改定については、平成23年4月1日
- 平成22年12月に支給する期末手当については、人事院勧告による同手当に関する特例措置の内容を考慮し、所要の措置を講ずる。

## ウ 給与に関するその他の事項

### (7) 超過勤務手当

人事院の報告及び民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含め、平成23年度から実施することが適当である。

### (4) 給与構造改革

国においては、平成18年度から、給与構造改革として、俸給表水準の引下げを行うとともに、地域手当、本府省業務調整手当等の手当の新設、俸給の特別調整額の定額化等の施策が実施されてきた。本県においても、基本的に国に準じて施策が実施されてきたところであり、給与構造改革期間終了後の人事院の取組内容についても、本県における導入の経緯を踏まえて検討する必要がある。

## エ 公務運営の改善

公務運営の改善に向けて検討すべき事項及び今後の課題について、次のとおり報告しました。

### (7) 人材の確保

職員採用Ⅰ種試験で一般行政職特別枠を導入するなど、多様な人材を確保するための取組を行ってきたところであるが、今後も、優秀な人材を確保するため、更に効果的な採用試験の実施方法について検討を進めていくこと。

### (4) 女性職員の登用の拡大

仕事と生活の調和の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実、職員の意識改革等の課題解決に努め、女性職員の登用の拡大に向けた取組を進めていく必要があること。

### (7) 人事評価制度の充実

国家公務員における新たな人事評価制度の動向を注視しながら、職員の意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度として、定着させていく必要があること。

### (4) 高齢期の雇用問題

本年人事院勧告において国家公務員の定年延長に向けた制度見直しの骨格が示されたところであり、定年延長について、国の動向を注視しながら、対応を検討していく必要があること。

### (7) 地方公務員の労働基本権問題

国家公務員制度改革推進本部の労使関係制度検討委員会の報告書による内容を受けた政府の動向を注視していたところであるが、引き続き、その動向を注視していくこと。併せて、本年の人事院報告における労働基本権問題についての基本的な論点整理等に留意する必要があること。

### (7) 勤務環境の整備

#### a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

超過勤務の縮減については、各任命権者において管理職員に対し今まで以上に強く指示しているところであり、その取組の効果を注視していくこと。管理職員にあっては、効率的な業務の執行を図るとともに、早期退庁に努めるなど率先して取り組むこと。職員一人ひとりにおいても、自己の働き方を常に見直し、改善していく必要があること。

年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組む必要があること。

#### b 両立支援の推進

次世代育成支援対策推進法に基づき策定された特定事業主行動計画の後期計画に掲げられている育児休業等の取得率の向上など、目標の達成に向け、引き続き、取り組んでいく必要があること。

#### c 心の健康づくりの推進

メンタルヘルス相談など、様々な取組が行われているが、引き続きこれらの取組を推進していく必要があること。また、職員の円滑な職場復帰を支援するため、職場復帰支援要綱などが整備され、支援制度が運用されているが、引き続きその充実に努めていく必要があること。

人事院において、病気休暇制度の見直しが見直しが予定されているところであり、その動向について注視する必要があること。

(2) 報告資料  
 ア 職員の給与  
 (7) 職員の給料表別、任命権者別職員数

区分 給料表	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長	海区漁業調整委員会	
	平成21年4月	増減					本庁等	県立学校	市町村立小・中学校				
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
全	15,240	15,376	△ 136	3,512	31	16	310	2,902	5,984	12	2,472	1	
一般職員	行政職	3,841	3,889	△ 48	3,001	31	16	287	187	-	12	306	1
	研究職	191	194	△ 3	177	-	-	-	-	-	-	14	-
	医療職(1)	26	26	0	26	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(2)	106	110	△ 4	97	-	-	-	9	-	-	-	-
	医療職(3)	210	211	△ 1	210	-	-	-	-	-	-	-	-
	学校栄養職員	58	60	△ 2	-	-	-	-	-	58	-	-	-
	学校事務職員	341	340	1	-	-	-	-	-	341	-	-	-
	計	4,773	4,830	△ 57	3,511	31	16	287	196	399	12	320	1
教育職員	高等学校等教育職員	2,652	2,697	△ 45	-	-	-	-	2,652	-	-	-	-
	県立中学校教育職員	53	54	△ 1	-	-	-	-	53	-	-	-	-
	市町村立小・中学校等教育職員	5,608	5,668	△ 60	-	-	-	23	-	5,585	-	-	-
	計	8,313	8,419	△ 106	-	-	-	23	2,705	5,585	-	-	-
警察官	2,152	2,124	28	-	-	-	-	-	-	-	2,152	-	
特定任期付職員	1	1	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定業務等従事任期付職員 医療職(1)	0	1	△ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定業務等従事任期付職員 医療職(2)	1	1	0	-	-	-	-	1	-	-	-	-	

(注) 1 再任用職員は、含まれていない(以下、(イ)の表までについて同じ。)  
 2 行政職及び研究職には、一般任期付職員をそれぞれ3人及び1人含んでいる。  
 3 一般任期付職員、特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員については、(イ)から(エ)までの表の集計から除いている。

## (イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
	全	15,234	44.2	20.5
一般職員	行政職	3,838	42.6	19.1
	研究職	190	42.4	16.7
	医療職(1)	26	41.8	8.7
	医療職(2)	106	42.1	16.3
	医療職(3)	210	45.7	19.5
	学校栄養職員	58	40.7	17.1
	学校事務職員	341	44.8	24.6
	計	4,769	42.9	19.2
教育職員	高等学校等教育職員	2,652	45.3	20.7
	県立中学校教育職員	53	42.6	17.6
	市町村立小・中学校等教育職員	5,608	46.7	22.9
	計	8,313	46.2	22.2
	警察官	2,152	39.3	17.1
平成21年4月 全		15,370	44.3	20.7

## (ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	
全		100.0	75.7	11.3	12.8	0.2	62.9	37.1
一般職員	行政職	100.0	72.4	9.7	17.7	0.2	80.8	19.2
	研究職	100.0	93.2	4.2	2.6	-	86.3	13.7
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	76.9	23.1
	医療職(2)	100.0	72.6	27.4	-	-	60.4	39.6
	医療職(3)	100.0	32.8	44.3	22.9	-	32.9	67.1
	学校栄養職員	100.0	48.3	51.7	-	-	1.7	98.3
	学校事務職員	100.0	2.6	41.4	56.0	-	26.4	73.6
	計	100.0	66.4	14.1	19.4	0.1	73.6	26.4
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	93.3	5.6	1.1	-	58.4	41.6
	県立中学校教育職員	100.0	92.5	7.5	-	-	54.7	45.3
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	84.2	15.7	0.1	-	44.0	56.0
	計	100.0	87.1	12.5	0.4	-	48.7	51.3
警察官		100.0	52.0	0.9	46.3	0.8	94.5	5.5
平成21年4月 全		100.0	75.1	11.7	13.1	0.1	63.1	36.9

## (工) 職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表							
全		円 368,118 (369,069)	円 10,580	円 6,418	円 385,116 (386,067)	円 12,206	円 397,322 (398,273)
一般職員	行政職	338,080 (339,406)	12,987	9,242	360,309 (361,635)	14,648	374,957 (376,283)
	研究職	350,744 (352,047)	12,903	5,889	369,536 (370,839)	16,768	386,304 (387,607)
	医療職(1)	416,121 (420,911)	11,673	70,056	497,850 (502,640)	385,225	883,075 (887,865)
	医療職(2)	329,351 (329,606)	9,802	3,946	343,099 (343,354)	6,391	349,490 (349,745)
	医療職(3)	365,449 (365,625)	8,962	1,397	375,808 (375,984)	4,661	380,469 (380,645)
	学校栄養職員	315,409 (315,409)	2,388	3,135	320,932 (320,932)	4,571	325,503 (325,503)
	学校事務職員	350,390 (350,390)	5,826	2,748	358,964 (358,964)	5,245	364,209 (364,209)
	計	340,626 (341,784)	12,087	8,438	361,151 (362,309)	15,335	376,486 (377,644)
教育職員	高等学校等教育職員	396,516 (396,946)	10,214	6,208	412,938 (413,368)	8,475	421,413 (421,843)
	県立中学校教育職員	375,379 (376,199)	11,783	7,214	394,376 (395,196)	10,419	404,795 (405,615)
	市町村立小・中学校等 教育職員	395,511 (396,757)	8,307	4,212	408,030 (409,276)	12,270	420,300 (421,546)
	計	395,703 (396,686)	8,937	4,868	409,508 (410,491)	11,048	420,556 (421,539)
警察官	322,487 (322,858)	13,585	7,930	344,002 (344,373)	9,744	353,746 (354,117)	
平成21年4月 全	369,980 (374,105)	10,856	7,404	388,240 (392,365)	12,042	400,282 (404,407)	

(注) 1 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額」を含む。

2 ( ) 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。

## イ 民間の給与

### (7) 職種別民間給与実態調査の概要

平成22年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成22年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

#### c 調査の範囲

##### (a) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（(7)～(9)）に分類された236事業所

(7) 漁業 (イ) 鉱業、採石業、砂利採取業 (ウ) 建設業 (エ) 製造業 (オ) 電気・ガス・熱供給・水道業 (カ) 情報通信業 (キ) 運輸業、郵便業 (ク) 卸売業、小売業 (ケ) 金融業、保険業 (コ) 不動産業、物品賃貸業	(サ) 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの） (シ) 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの） (ス) 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの） (セ) 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの） (ソ) サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
---	---

##### (b) 調査対象職種

78職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種56職種）

#### d 調査対象の抽出

##### (a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を統計上の理論に従い、規模、産業によって17層に層化し、これらの層から118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ) 産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

##### (b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

#### e 集計

##### (a) 調査実人員

初任給関係346人（行政職に相当する調査実人員185人）、初任給関係以外の調査職種4,533人（行政職に相当する調査実人員3,423人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は13,021人であり、行政職に相当するものは、8,526人である。）

##### (b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。



(1) 産業別、規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	108	6	5	8	31	58	42	47	19
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	10	-	-	1	-	9	5	2	3
製造業	44	4	3	1	16	20	11	23	10
電気・ガス・熱供給・水道 業、情報通信業、 運輸業、郵便業	26	1	2	5	5	13	14	7	5
卸売業、小売業	7	-	-	-	2	5	4	2	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	8	-	-	-	1	7	4	4	-
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	13	1	-	1	7	4	4	9	-

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が10事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	198,473	210,684	185,123	183,584
	短大卒	179,400	183,350	※ 158,000	※ 168,200
	高校卒	156,339	157,593	153,955	161,897

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。(エ)において同じ。)
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

## (工) 職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 技 術 関 係 職 種	支店長	11	53.5	625,717	-	625,717	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	53.9	631,783	-	631,783	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	52.6	610,438	-	610,438	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	6	53.3	821,335	-	821,335	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	52.8	1,059,152	-	1,059,152	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	53.9	494,761	-	494,761	
	事務部長	104	53.0	541,342	344	540,998	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	77	52.4	551,205	410	550,795	
	短大卒	7	56.5	571,791	783	571,008	
	高校卒	20	53.6	500,698	-	500,698	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	55	51.8	586,477	203	586,274	同 上
	大学卒	32	51.2	641,815	-	641,815	
	短大卒	7	53.8	524,690	-	524,690	
	高校卒	15	52.1	514,897	645	514,252	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	事務部次長	40	51.7	475,282	-	475,282	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職
大学卒	31	51.6	472,087	-	472,087		
短大卒	2	50.5	405,500	-	405,500		
高校卒	7	52.3	511,165	-	511,165		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	28	50.2	507,590	1,718	505,872	同 上	
大学卒	13	49.5	530,019	3,463	526,556		
短大卒	2	50.6	586,035	-	586,035		
高校卒	13	50.9	470,043	-	470,043		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	188	48.9	508,759	9,225	499,534	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	127	48.1	508,905	1,750	507,155		
短大卒	10	48.3	414,174	-	414,174		
高校卒	49	50.9	518,297	27,331	490,966		
中学卒	2	51.0	699,050	-	699,050		
技術課長	165	49.0	510,828	6,803	504,025	同 上	
大学卒	89	48.6	545,862	7,749	538,113		
短大卒	14	48.4	506,385	1,477	504,908		
高校卒	62	49.6	468,088	6,646	461,442		
中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実人員	平均年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技術 関 係 種	事務課長代理	91	46.6	483,197	50,314	432,883	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職
	大学卒	62	45.4	476,262	33,168	443,094	
	短大卒	3	45.0	414,408	25,902	388,506	
	高校卒	26	49.6	506,362	92,551	413,811	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	65	44.5	469,402	28,411	440,991	同 上
	大学卒	44	42.6	467,593	17,152	450,441	
	短大卒	6	43.3	516,314	71,921	444,393	
	高校卒	15	51.0	457,900	49,122	408,778	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	201	44.6	430,865	41,061	389,804	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長 及び係長級専門職
	大学卒	107	43.6	412,208	44,596	367,612	
	短大卒	17	43.8	409,062	44,343	364,719	
	高校卒	72	45.5	454,915	34,153	420,762	
	中学卒	5	52.6	511,810	66,106	445,704	
	技術係長	188	45.5	479,566	56,349	423,217	同 上
	大学卒	79	43.9	455,081	54,696	400,385	
	短大卒	23	44.1	456,556	29,032	427,524	
	高校卒	86	47.1	505,919	64,783	441,136	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務主任	160	38.9	345,304	38,897	306,407		
大学卒	78	36.2	332,678	38,051	294,627		
短大卒	30	39.8	324,364	31,910	292,454		
高校卒	51	42.5	375,723	43,752	331,971		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術主任	108	42.3	398,389	53,444	344,945		
大学卒	50	39.6	405,389	70,889	334,500		
短大卒	10	37.5	322,965	39,889	283,076		
高校卒	48	46.0	408,554	39,869	368,685		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,143	36.0	305,421	33,994	271,427		
大学卒	478	33.2	295,684	35,085	260,599		
短大卒	172	35.1	265,440	22,298	243,142		
高校卒	488	38.7	327,587	36,935	290,652		
中学卒	5	46.6	325,830	34,806	291,024		
技術係員	870	33.3	342,332	63,935	278,397		
大学卒	368	33.6	346,852	65,820	281,032		
短大卒	164	27.3	295,012	69,129	225,883		
高校卒	336	39.9	389,458	55,014	334,444		
中学卒	2	50.0	372,221	135,071	237,150		

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成22年4月分平均支給額をXとしている。

## ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	375,873 円	374,957 円	916 円 ( 0.24%)
		376,283 円	△410 円 (△0.11%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、  
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。